資料 No.4-1

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱(改正漁業法の施行等に伴う 改正)

厚生労働省発職 0916 第 1 号 令 和 2 年 9 月 1 6 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

雇用 保 険法 第六条第五 号に規定 する船員法 第一条に規定する船員であって、 漁 船 に 乗 ŋ 組 むため

雇 用される者のうち雇 用 保 険法 を適用することとなる者は、 次に掲げる漁業に従事 する漁 船 に 乗

り組むため雇用される者とすることとすること。

1 以西底びき網漁業

3 基地式捕鯨業

2

遠洋

底

び

き網

漁

業

4 母船式捕鯨業

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

ح °

この省令は、 漁業法等の一 部を改正する等の法律の施行の日(令和二年十二月一日) から施行するこ .....

資料 No.4-2

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案概要(改正漁業法の施行等に伴う 改正)

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

○ 漁船に乗り組むため雇用される船員については、原則、雇用保険の適用を除外している(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第6条第5号)が、例外的に、次に掲げる漁船に乗り組むため雇用される船員には雇用保険が適用されている(雇用保険法施行令(昭和50年政令第25号。以下「雇保令」という。)第2条。

漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号。 以下「指定政令」という。)に規定する以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁 業又は小型捕鯨業に従事する漁船(雇保令第2条第1号)

専ら漁獲場から漁獲物又はその化製品を運搬する業務に従事する漁船 (同条第2号)

漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船(同条 第3号)

## < 改正1>法令上の規定整備

今般、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行に伴い、これまで農林水産大臣の許可が必要な漁業の類型を指定政令で定めていたものが、農林水産省令で定められることとなった(令和2年12月1日施行予定)ため、これと併せ、雇保令第2条第1号に規定されていた内容(上記)を雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)に規定するもの。

雇保令第2条第1号(上記 )については、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和2年政令第217号)により、下記の通り改正済み(令和2年12月1日施行)。

漁業法(昭和24年法律第267号)第37条に規定する大臣許可漁業のうち厚生労働省令で定めるものに従事する漁船

## <改正2>適用対象の規定上の追加

○ また、上記と併せて農林水産省令において行われた指定漁業の見直しにより、小型捕鯨業及び大型捕鯨業が基地式捕鯨業に統合されたため、雇用保険制度上も小型捕鯨業の類型をこれに応じて見直すこととする。

法令上、大型捕鯨業が追加された形となるが、過去及び現時点において、許可の 実績がないために、規定していなかったもの。

○ さらに、日本の IWC(国際捕鯨委員会)脱退に伴い、令和元年7月1日より 国内事業者による大型鯨類を対象とした捕鯨業が再開されているところ、母 船式捕鯨業に従事する漁船(に乗り組むため雇用される船員)を雇用保険の適 用対象として追加する。

令和元年7月1日から本省令の施行期日である令和2年12月1日までの間に母船式捕鯨業に従事する漁船(に乗り組むために雇用される船員)は、漁業に関する調査に従事する漁船として雇用保険の適用対象となっていた(上記 )ところ、今後純粋な商業捕鯨のみの母船式捕鯨業が現れる可能性を考慮し、適用対象に追加するもの。